

# 自立支援医療（更生医療）Q&A集（追加質問分）

No	質問	回答
1	資料3 (Q&A) のNo. 44の説明では、かゆみや便秘は自立支援医療（更生医療）の対象となるないと説明がありますが、実際透析によっては人工透析とともに起こりやすい症状であることをどのように起これるか。	今回Q&Aに載せていているものは、どこまでが更生医療として認められるかについて県嘱託医の判断を踏まえながら、あくまで一例となります。また、あされる症状は更生医療の対象と考へて、医療機関によつて引き起きたる医師の主たる医師の判断に基づき、より、更生相談所などにて人工透析による症状で透析所とし、指定自立支援医療（更生医療）として認めていきたいと考えています。
2	自立支援医療（更生医療）の手引き13ページの対象疾患に狭心症とあるが、狭心症も自立支援医療（更生医療）の対象となるか？	当該一覧表は、対象疾患に対してどのような医療内容が自立支援医療（更生医療）の対象となるかを示したものであり、対象疾患（更生医療）の対象となるものではありません。
3	人工透析療法中の方であるが、原疾患である糖尿病の治療のために入院した。入院は更生医療の対象となるか。	糖尿病の治療のための入院であれば、人工透析療法に係る治療のみが更生医療の対象となります。
4	自立支援医療（更生医療）の手引き13頁の一覧表の疾患欄に「1型糖尿病」との記載があるが、この場合「糖尿病」の治療は更生医療の対象となるのか。また、疾患名欄についてあるが、掲載してある疾患に対する治療は更生医療の対象となるという見方で良いか。	糖尿病が原因で人工透析を実施するのであれば人工透析部分は自立支援医療（更生医療）の対象となるが、糖尿病の一般的な治療は自立支援医療（更生医療）の対象となる。その他の治療・疾患に対する考え方についても同じです。また、資料1のP13・14は、自立支援医療（更生医療）の対象となる医療内容をまとめたもので、疾患ではなく、自立支援医療（更生医療）の医療内容の対象となつた疾患の実例を列挙しています。
5	自立支援医療（更生医療）を申請しても患者の自己負担額が変わらない場合がある。この場合は、患者にメリットがないと感じるが、万が一、自立支援医療（更生医療）を利用したくない場合がある。	自己負担については、市町村民税非課税世帯については、一部負担金が生じるということが、ペナルティーになります。市町村民税課税世帯の方については、そもそも特別医療費助成するという今回の条例改正の趣旨について理解を受けていくしかないと考えております。
6	①上限額管理票について、マル長の上限が1万円、自立支援医療（更生医療）の上限が2万円の場合、上限額管理票の記載は1万円までの記載でよいのか、それとも、2万円までの記載が必要か。 ②病院でマル長の上限額1万円に達した後に、薬局においても1万円に達するまで上限額管理票に記載する必要があるのか。 ③病院が上限額管理票を保管している場合、病院から受け取って記載しなければならないか。	①Q&A本編No. 23のとおりです。 ②お見込みどおりです。 ③そもそも、上限額管理票については、受診者本人が管理することになつております。したがつて、該当する病院に対し、受診者本人に渡してお願いします。

7	<p>自立支援医療（更生医療）の対象について、Q&amp;Aを提示させていただきました。今後もご指摘いたしました。また、県内の医療機関で判断に困つておられる事例については、最終的には、実施主体である市だければ、適宜追加していきたいと考えております。最も協力して対象となる範囲が明確になる町村が支給決定を行ってみたいと考えております。</p>	<p>今回、医療機関の要望に応えて、Q&amp;Aに自立支援医療（更生医療）の対象となる範囲を示しました。今後もご指摘いたしました。また、県内の医療機関で判断に困つておられる事例については、最終的には、実施主体である市だければ、適宜追加していきたいと考えております。最も協力して対象となる範囲が明確になる町村が支給決定を行ってみたいと考えております。</p>
8	<p>Q&amp;A集はありがたいが、これがガイドラインなどなつて、市町村窓口でこのQ&amp;Aに記載がないから申請できないという形になれば困る。自立支援医療（更生医療）の対象範囲については、基本的に、指定自立支援医療機関の主たる医師が責任を持って判断していかなければいけないと考えている。</p>	<p>このQ&amp;Aは、医療機関の要望に応える形で自立支援医療（更生医療）の対象となる範囲を示したものであり、個々の事例において指定自立支援医療機関の主たる医師が原則となりますが、Q&amp;Aに記載している会議では、市町村の担当者の方にも参加していただいているにしないで、個別、具体的に自立支援医療（更生医療）の対象を確定していく必要があると、お腹にしています。</p>
9	<p>特別医療を使い、本人が負担しないのであれば「自己負担額微収印」の欄に押印は不要ではないか。</p>	<p>医療機関の窓口では、受診者本人に請求すべき自立支援医療のうち、特別医療の対象者については、受診者が審査支払機関を通じて、実施主体である市町村に請求することにより、結果的に医療機関が自立支援医療に係る自己負担額を受領していることから、「自己負担額微収印」の欄に微収印が必要なお、正確を期すため「自己負担額のうち〇〇円は、特別医療に請求」といった内容を欄外に記載していただきとも構いません。</p>
10	<p>マル長患者で自立支援医療（更生医療）の対象であつても、審査機関によつては、負担の軽減につながらない場合は、マル長と特別医療のみの併用どならないか。</p>	<p>条例において、自立支援医療（更生医療）の手續を行つた場合には、自己負担額の軽減措置する旨規定しています。また、手続を行わなかつた場合には、自己負担額の軽減措置を受けるべくならない等、対象者の不利益につながることから、自立支援医療（更生医療）と特別医療の手續を行つてください。なお、マル長患者に限つた取扱いとして、異点数の場合であつても、レセプト上に異点数の記載がなければ、自立支援医療（更生医療）の手続がされていても不利益は生じないと考えます。</p>